

# 経営革新計画の手引

平成24年8月

群馬県

# 目 次

---

## 第1 経営革新計画とは

---

1 経営革新計画の概要	2
2 経営革新計画作成のメリット	2
3 経営革新計画の事務の流れ	2

---

## 第2 経営革新計画の内容

---

1 対象となる「実施主体」	3
2 「新事業活動」とは	4
3 「経営の相当程度の向上」とは	5

---

## 第3 経営革新計画承認に対する支援策の概要

---

1 県制度融資 中小企業パワーアップ資金（はばたけ群馬推進枠）	6
2 政府系金融機関による低利融資制度	7
3 信用保証の特例	8
4 中小企業投資育成株式会社法の特例	8
5 高度化融資制度	9
6 ベンチャーファンドからの投資	9
7 特許関係料金減免制度	10
8 販路開拓コーディネート事業	10
9 中小企業総合展	10
10 経営革新計画フォローアップ支援専門家派遣事業	11

---

## 第4 経営革新計画の申請・相談について

---

1 申請窓口について	11
2 経営革新計画の策定・実行に関する相談窓口等について	11

---

## 第5 経営革新計画の申請書類について

---

1 申請書類一覧	12
2 申請書の記載例	13
経営革新計画チェックリスト	24

# 第1 経営革新計画とは

## 1 経営革新計画の概要

経営革新計画は、中小企業新事業活動促進法に基づく制度です。具体的には、次のとおり規定されます。

事業者が、  
新事業活動を行うことにより  
経営の相当程度の向上を図る  
3～5年の計画

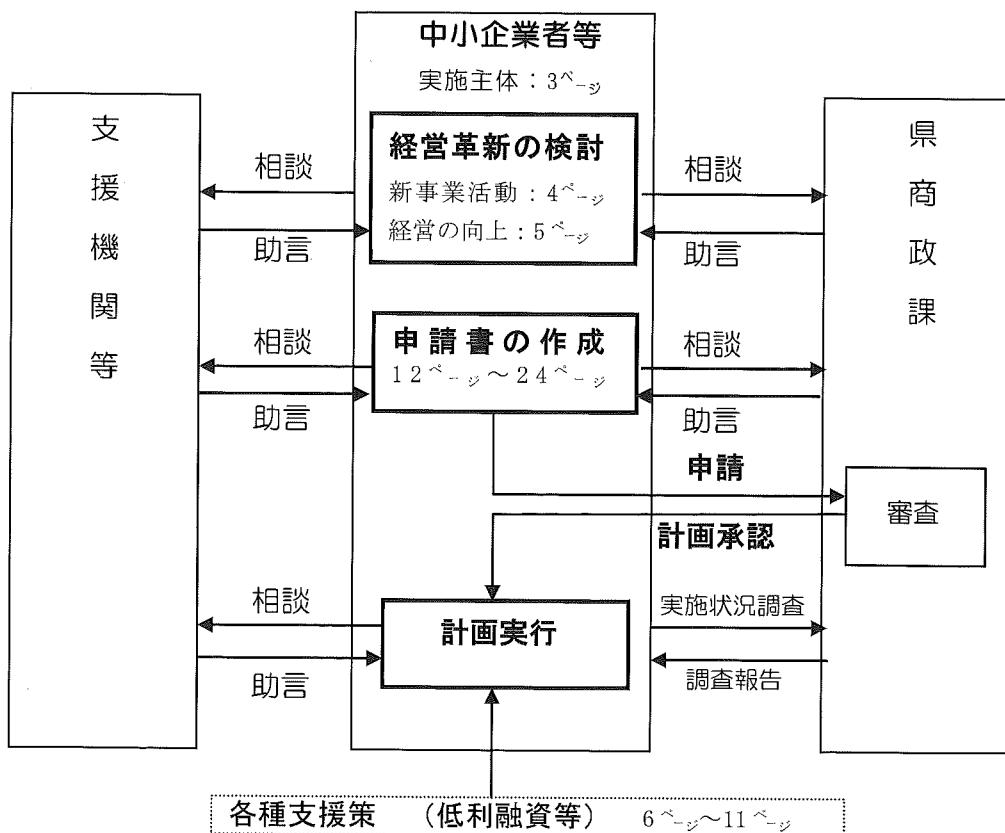
## 2 経営革新計画作成のメリット

経営革新計画を県に申請して承認を受けると、県の制度融資や政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例等の支援措置が用意されています。

また、経営革新計画の作成・実施により「経営目標が明確になった」「会社の進むべき方向が明らかになり、社員の意識が向上した」などの効果が出ているとの声が、承認された企業から多く挙げられています。

\*支援措置を受けるには、計画の承認とは別にそれぞれの支援機関等における審査が必要となりますので、希望する支援機関に事前に相談してください。

## 3 経営革新計画の事務の流れ



## 第2 経営革新計画の内容

### 1 対象となる「実施主体」

経営革新計画の申請ができるのは、次の(1)又は(2)に掲げる中小企業者（個人を含みます）及び組合等です。原則として、すべての業種を対象としています。

#### (1) 中小企業者としての会社及び個人の基準（いずれかの基準に該当する者）

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

- (注) 1 経営革新計画の申請には、少なくとも1年以上の業歴がある（直近期末決算が出ている）ことが必要です。  
2 申請先は、登記されている本社所在地の都道府県です。  
3 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。  
4 複数の中小企業者が共同で申請する場合、代表会社を決める必要があります。

#### (2) 中小企業者としての組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2／3以上が中小企業者であること。

- (注) 1 企業組合、協業組合も中小企業者として対象となります。  
2 一般社団法人のうち、その直接又は間接の構成員の2／3以上が中小企業者であるものについては、対象となります。

## 2 「新事業活動」とは

「新事業活動」とは、次の（1）～（4）の「新たな取り組み」をいいます。経営革新計画を作成することにより、「新たな取り組み」の目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況確認により機能的に事業を行うことができます。

### （1）新商品の開発又は生産

（例）木製品製造業者が、これまでの建具の材料として利用が困難とされていた間伐材を、加工するための切削用刃物を開発する。更に開発した天然の塗料で仕上げることで、防腐、防かび効果が高められ、環境と健康にやさしい建具を生産、販売する。

### （2）新役務の開発又は提供

（例）老舗の旅館が、空室をリラクゼーションルームとして改装し、休憩客や日帰り客向けに新しいサービス事業を行う。著名なインテリアデザイナーに設計を依頼し、デザインを重視したリラクゼーションルームを備えて昼間の時間帯の増収を図るとともに、ホームページや館内の案内表示の多言語表示、スタッフに外国人観光客対応研修を行い、従来の顧客に加え、若者層や外国人観光客といった新規宿泊客の拡大に結びつける。

### （3）商品の新たな生産又は販売の方式の導入

（例）果物の小売業者が、本格的なフルーツパーサーを開店する。果実店で培われた果物についての知識等の強みを活かし、フルーツ＆ベジタブルマイスターの資格を持つ店員が常駐するフルーツパーサーを開店する。地元農家等と連携して、高品質な特産フルーツを低コストで仕入れ、スイーツやフレッシュジュース、健康を意識した野菜を取り入れたランチメニューも提供する。

### （4）役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

（例）写真館が、衣装レンタル事業及び美容室を開設する。成人式や七五三、結婚式等の記念撮影をする際、写真館で必要な衣装、サービスがワンストップで揃い、その場で撮影することが可能となる。写真撮影、着付け・化粧等をそれぞれ別業者に依頼する手間が省け、時間や経費が削減されることにより、サービスの利便性・満足度を向上させ、新規顧客の獲得につなげる。

※「新たな取り組み」とは、個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」のみならず、「業種ごとの同業の中小企業の当該技術等の導入状況」や「地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術等の導入状況」等を踏まえて判断されます。

### 3 「経営の相当程度の向上」とは

経営革新計画として承認されるためには、計画期間である3年～5年のそれぞれの期間終了時において、

① 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率

② 「経常利益」の伸び率

が下表のとおりとなっている必要があります。

計画期間	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加価値額」 の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画	9%以上	3%以上
4年計画	12%以上	4%以上
5年計画	15%以上	5%以上

- ・付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費
- ・一人当たりの付加価値額=付加価値額／従業員数
- ・経常利益=営業利益-営業外費用（支払利息・新株発行費等）

（注1）本法における「経常利益」は、通常の会計原則とは異なり、営業外収益は含みません。

（注2）直近期末の経常利益がマイナスの場合は、計画終了時にはプラスに転じていることが必要です。

なお、任意のグループ等において共同で経営革新計画を作成する場合には、

- ① グループ全体としての「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」及びグループ全体としての「経常利益」
  - ② グループ参加者個々の「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」及びグループ参加者個々の「経常利益」
- のどちらを適用してもよいことになっています。

### 第3 経営革新計画承認に対する支援策の概要

申請した経営革新計画が承認された場合、次の支援措置が用意されています。詳しくは、各問い合わせ先に御相談ください（以下の各種支援策は、平成24年4月1日現在のものです）。

**（注）経営革新計画の承認は、各々の支援措置の実行を保証するものではありません。**

**計画の承認とは別に各機関における個別の審査が必要となります。**

なお、支援措置の利用を希望する場合には、計画承認前に各機関に相談する等、計画申請と並行し準備を進めることができます。

#### 1 県制度融資 中小企業パワーアップ資金（はばたけ群馬推進枠）

##### （1）対象者

経営革新計画の承認を受けた中小企業者等で当該承認を受けた計画を実施しようとする者

##### （2）支援内容

###### ① 融資限度額

2億円（うち運転資金5,000万円）

###### ② 融資利率

年1.7%以内

※群馬県信用保証協会の信用保証付きの場合  
・責任共有制度対象外 年1.3%以内  
・責任共有制度対象 年1.4%以内

###### ③ 融資期間

・設備資金 12年以内（うち据置期間2年以内）

・運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内）

※平成24年度中に申請があった場合（新規融資実行時を含む）には、上記括弧内の据置期間を1年延長できます。また、八ッ場ダム対策関連については、さらに据置期間を1年延長（上記括弧内の据置期間を2年延長）できます。

###### ④ 担保・保証人

金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。

##### （3）問い合わせ先

群馬県産業経済部 商政課（金融係）

電話027-226-3332

群馬県中部県民局 中部行政事務所（産業経済係）

電話027-231-2765

群馬県西部県民局 西部行政事務所（産業経済係）

電話027-322-4681

群馬県吾妻県民局 吾妻行政事務所（企画振興係）

電話0279-75-3301

群馬県利根沼田県民局 利根沼田行政事務所（企画振興係）

電話0278-22-4338

群馬県東部県民局 東部行政事務所（産業経済係）

電話0276-32-2215

## 2 政府系金融機関による低利融資制度

### (1) 対象者

経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

※下記の支援内容の各項目は個々の中小企業者の場合について記載しています。組合として制度を利用する場合は、各金融機関にお問い合わせください。

### (2) 支援内容

#### ①日本政策金融公庫による低利融資制度

##### 【中小企業事業】

###### ア 融資限度額

設備資金 7億2,000万円（うち運転資金 2億5,000万円）

###### イ 融資利率

特別利率③（ただし、2億7千万円を超えた額及び土地取得資金は、基準利率）

※信用リスク、融資期間、担保・保証条件等によって、異なる利率が適用されます。

###### ウ 融資期間

・設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

・運転資金：7年以内（うち据置期間3年以内）

##### 【国民生活事業】

###### ア 融資限度額

設備資金 7,200万円（うち運転資金 4,800万円）

###### イ 融資利率

特利C（ただし、土地取得資金は、基準利率）

※使途、返済期間、担保・保証人の有無などによって、異なる利率が適用されます。

###### ウ 融資期間

・設備資金：15年以内（特に必要な場合20年以内）

　　＜うち据置期間2年以内＞

・運転資金：5年以内（特に必要な場合7年以内）

　　＜うち据置期間1年以内（特に必要な場合3年以内）＞

#### ②商工組合中央金庫による融資制度

###### ア 融資限度額

制限はありません（ただし、優遇レートを利用する場合は3億円以内）

###### イ 融資利率

金融機関が定める所定の利率が適用されます。

###### ウ 融資期間

・設備資金：15年以内（うち据置期間2年以内）

・運転資金：5年以内（うち据置期間1年以内）

### (3) 問い合わせ先

日本政策金融公庫 前橋支店（中小企業事業） 電話027-235-8686（代表）

日本政策金融公庫 前橋支店（国民生活事業） 電話027-223-7311（代表）

日本政策金融公庫 高崎支店（国民生活事業） 電話027-326-1621（代表）

商工組合中央金庫 前橋支店 電話027-224-8151（代表）

### 3 信用保証の特例

#### (1) 対象者

経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

#### (2) 支援内容

##### ① 普通保証等の別枠設定

金融機関から借入れる承認経営革新事業資金に関し、付保限度額の別枠を設けています。

	通常の限度額	別 枠
普通保証	2億円以内	2億円以内(組合は4億円以内)
無担保保証 (うち無担保無保証人保証)	8,000万円以内 (うち1,250万円)	8,000万円以内 (うち1,250万円)

※「無担保無保証人保証」においては、小規模事業者(従業員20人以下(商業・サービスの場合は5人以下)の企業あるいは個人)のみが対象となります。

##### ② 新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの(研究開発費用)について、付保限度額を引き上げています。

通常 2億円以内 → 3億円以内 (組合の場合、4億円以内 → 6億円以内)

#### (3) 備考

他の支援策による別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意願います。

#### (4) 問い合わせ先

群馬県信用保証協会 電話027-231-8816(代表)

### 4 中小企業投資育成株式会社法の特例

#### (1) 対象者

- ・経営革新計画の承認を受けた、資本金が3億円を超える株式会社
- ・経営革新計画の承認を受けた中小企業者によって経営革新事業を行うために設立される株式会社であって、資本金が3億円を超えるもの

※通常、中小企業投資育成株式会社の投資の対象となるのは、資本金が3億円以下の株式会社ですが、承認経営革新計画に従って事業資金の調達を図る場合、資本金が3億円を超える株式会社も対象となります。

#### (2) 支援内容

##### ① 投資事業

中小企業投資育成株式会社は以下の投資を行います。(投資に際しては、中小企業投資育成株式会社による審査があります。)

- ・会社の設立に際し発行される株式の引受け事業
- ・増資株式の引受け事業
- ・新株予約権の引受け事業
- ・新株予約権付社債等の引受け事業

※必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることがあります。

##### ② 育成事業(コンサルテーション事業)

中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している投資先企業からの依頼、経営管理又は技術の状況に応じ適切な指導を行います。

#### (3) 問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社 電話03-5469-1811(代表)

## 5 高度化融資制度

### (1) 対象者

- ・経営革新計画に基づき高度化事業に取り組む組合等  
(経営革新事業は、4社以上の任意グループも対象)

[高度化事業の種類]

集団化事業	生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します
施設集約化事業	工場などが1か所に設備の整った施設をつくり、みんなで入居します
共同施設事業	物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります
連鎖化事業	共同でPOSシステムを導入するなど、中小売業者などが、営業の独自性を維持したまま、チェーン店として流通の合理化を図ります
設備リース事業	1社では導入が難しい設備を組合で購入して、各組合員企業に買取予約付でリースします
経営改革事業	新商品・新技術開発や情報収集を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置します
企業合同事業	中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図ります

### (2) 支援内容

高度化融資は、通常は有利子ですが、経営革新計画の承認を受けた組合等については、無利子になります。

#### ① 金利

1. 0.5% (平成24年度において貸付決定を受けたもの)

又は

無利子 (各事業の無利子貸付けの要件に該当するもの)

#### ② 償還期限

20年以内であって、群馬県が適当と認める期限

(「設備リース事業」は、当該設備の耐用年数を勘案の上、設定)

#### ③ 据置期間

3年以内

#### ④ 貸付割合

80%以内

### (3) 問い合わせ先

群馬県 産業経済部 商政課（金融係） 電話027-226-3332

中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 地域振興企画課 電話03-5470-1528

## 6 ベンチャーファンドからの投資

### (1) 対象者

経営革新計画の承認を受けた株式会社

### (2) 支援内容

経営革新計画に従い経営革新のための事業を行い、株式上場を目指す未上場株式会社は、ベンチャーファンドからの投資の対象となっています。

### (3) 問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド企画課 電話03-5470-1672

## 7 特許関係料金減免制度

### (1) 対象者

承認経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業の成果について、特許出願を行う中小企業者

※経営革新計画開始から計画終了後2年以内の出願が対象

### (2) 支援内容

以下の特許関係料金について半額軽減

・審査請求料

・特許料（第1年～第10年分）

※既に納付している料金についての還付はありません。

### (3) 備考（他社の発明・特許を継承する場合）

経営革新計画を実施することにより、自社で新たな開発をするにあたり、その開発のために必要であって、他社から継承する開発・特許についても、上記の減免措置を受けることができます。この措置を受ける場合、他社から発明・特許を譲り受ける前に、申請書の記載例に従つて必要事項を別表1に記載し、経営革新計画の承認を受ける必要があります。

### (4) 問い合わせ先

経済産業省 産業技術環境局 産業技術政策課 電話03-3501-1773

## 8 販路開拓コーディネート事業

### (1) 対象者

経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

### (2) 支援内容

優れた新商品を持ちながら単独での販路開拓が困難な中小企業を対象とし、テストマーケティングの手法により、首都圏・近畿圏市場での販路開拓を側面的に支援します。商品の差別化策やターゲット分野をあらかじめ検討した上で、販路開拓コーディネーターが実際の市場に同行し、ヒアリングをリードすることで、商品に対する評価や要望の収集をより効果的なものにします。（販売代行や売り先紹介を行うものではありません。）

### (3) 備考

この事業の対象となるには新規性等の一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。また、支援にあたっては、市場への同行1回あたり4,000円の費用負担が発生します。

### (4) 問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 関東本部 経営支援部 マーケティング支援課 電話03-5470-1638

## 9 中小企業総合展

### (1) 対象者

経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

### (2) 支援内容

経営革新等に果敢に取り組んでいる中小企業者等の成果を一堂に集め、販路開拓、業務提携等のビジネスマッチングの場を提供します。

### (3) 備考

出展者は、応募者の中から書面審査を経て決定するため、ご希望に添えないこともあります。  
なお、出展料は有料です。

### (4) 問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 新事業支援部 販路開拓支援課 電話03-5470-1525

## 10 経営革新計画フォローアップ支援専門家派遣事業

### (1) 対象者

経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

### (2) 支援内容

経営革新計画の実行に取り組んでいる中小企業等を支援するため、中小企業診断士等の専門家を派遣し、計画遂行上の課題解決に向けた支援を実施します。

### (3) 備考

1社あたり3回まで専門家を派遣します。なお、派遣費用は無料です。

### (4) 問い合わせ先

群馬県 産業経済部 商政課（経営支援係） 電話027-226-3336

## 第4 経営革新計画の申請・相談について

### 1 申請窓口について

経営革新計画の申請書の受付、審査は、県商政課で行っています。経営革新計画に関するお問い合わせは県商政課にお願いします。

#### 問い合わせ先

群馬県 産業経済部 商政課（経営支援係） 電話027-226-3336

### 2 経営革新計画の策定・実行に関する相談窓口等について

#### 公益財団法人群馬県産業支援機構

##### ・経営総合相談窓口

創業を予定している方、ベンチャー企業の方、経営革新を目指す中小企業の方々が抱える様々な経営課題に対して、経営面、技術面に幅広い知識と経験、人的ネットワークを有するマネージャーが相談やアドバイスを行います。

##### ・専門家派遣事業（費用の1／2自己負担）

具体的、専門的な経営課題について、中小企業診断士や税理士・技術士などの民間専門家を派遣して解決します。

#### 問い合わせ先

##### 公益財団法人群馬県産業支援機構（経営総合相談窓口）

前橋市大渡町1-10-7（公社総合ビル） 電話027-255-6631

## 第5 経営革新計画の申請書類について

### 1 申請書類一覧（単独の中小企業者が申請する場合）

書類名	提出部数	備考
申請書	正本2部	P 13
別表1	2部	P 14
別表2	2部	P 16
別表3	2部	P 17
別表4	2部	P 18
別表5	2部	P 19
別表6	2部	P 20
別表7	2部	P 21
付属資料1	2部	P 22
付属資料2	2部	P 23
定款（法人である場合に限る）	1部	
最近3期間の 営業報告書又は事業報告書	1部	個人で申請する場合、所得税 の確定申告書等（決算書に相 当するもの） を提出してください。
貸借対照表	1部	
損益計算書	1部	

※以下の場合も申請いただけます。必要な申請書類が異なりますので、県商政課にお問い合わせください。

- ・複数の中小企業者が共同で申請する場合
- ・単一の組合で申請する場合
- ・複数の組合が共同で申請する場合

## 2 申請書の記載例

### 経営革新計画に係る承認申請書

平成 24年 〇〇月 〇〇日

群馬県知事 大澤正明様

共同で申請する場合は、各者の住所・  
名称・代表者氏名を連名で記載

〒371-8570  
前橋市大手町1-1-1  
株式会社〇〇製作所  
〇〇 〇〇

代表  
印  
者印

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

#### (備考)

- 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

共同で申請する場合は、参加するすべての企業・組合の定款、営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書を添付

#### 提出書類

申請書(正)	2部
具体的な事業内容の資料	2部
別表3の計画の積算根拠	2部
定款	1部
最近3期間の	
・営業報告書又は事業報告書	1部
・貸借対照表	1部
・損益計算書	1部

(計画承認証明欄) ※この欄は群馬県で記載する。

法第9条第1項の規定に基づき承認します。

平成 年 月 日 群馬県知事 大澤正明

※この経営革新計画の承認は、各々の支援措置の実行を保証するものではありません。

## 経営革新計画

日本標準産業分類に掲げる「小分類」を記入  
※ご不明な場合は県商政課にお問い合わせください。

(別表1)

申請者名・資本金・業種	実施体制（大学・公設試・企業など連携先がある場合は記載する）
申請者名：株式会社〇〇製作所 資本金：10,000千円 業種：一般機械器具製造業	現在は特にないが、将来的には協力できる大学や企業があれば、連携を図りたい。 [記入欄] 計画のテーマ（経営革新の内容を端的に表現したキャッチコピー）を記入
新事業活動の類型  計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。  1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 その他の新たな事業活動	経営革新の目標  経営革新計画のテーマ： <u>〇〇〇〇〇の開発・販売</u>  当社は、下請体质からの脱却に取り組んでおり、・・・・。今回、〇〇〇という商品を開発し、現在、特許出願中である。本商品の特徴は、従来の商品に比べ、・・・・。試験販売の結果、〇〇に対し非常に好評であり、〇〇をターゲットとする積極的な販売戦略を立てた。このような取り組みにより、売上げの大幅な向上を目指し、当社の経営革新を進めていくこととする。  [記入欄] 計画の概要や経営革新により目指すことを記入

## 経営革新の概要及び既存事業との関係

従来の事業内容、その事業によって生じた経営課題、経営課題を解決するために、どのような経営革新事業を実施するか記入

昭和〇〇年設立の〇〇部品製造会社。創業以来、大手自動車メーカーの下請として業務を営んできたが、・・・・。利益率は縮小の一途をたどっている。

このような課題を解決するためには、利益率の高い自社製品の開発しかないと考え、今までの事業で培ってきた〇〇技術を活かし、研究を行ってきた。その結果、・・・・。

今回の新商品は、〇〇といった画期的な特徴を持っており、積極的なPR・販売により十分な利益を確保し、経営革新を図ろうとするものである。

(千円) でも記載可能

計画期間は、直近の決算期終了の翌月から、3～5年後の決算期終了月まで

経営の向上の程度 を示す指標		現 状 (円) (別表3「直近期末」期の 該当数字を記入)	計画終了時の目標伸び率 (計画期間) (%) 別表3 $(D-A)/A\%)$
1 付加価値額		62,382,400円	34.3 % (計画開始=平成〇〇年〇月 計画終了=平成〇〇年〇月 [〇年計画])
2 一人あたりの 付加価値額	別表3 A	542,500円	25.6 % 別表3 $(E-B)/B\%$
3 経常利益	別表3 B	6,907,000円	20.2 % 別表3 $(F-C)/ C  (Cの絶対値)\%$

目標伸び率 = (直近期末期の実績 - 計画最終期の目標) / 直近期末の実績

(別表2)

実施計画と実績（実績欄は申請段階では記載する必要はない。）

番号	計画				実績		
	実施項目	評価基準	評価頻度	実施時期	実施状況	効果	対策
1	安全で効率的な生産方式の開発	安全委員会の評価	毎月	〇年〇月			
1-1	〇〇部分の安全な△△方法の開発	製造原価	1年	〇年〇月			
1-2	効率的な〇〇××装置の開発	製造原価	1年	〇年〇月			
2	〇〇の新規開拓営業体制の確立	〇〇商品の売上	毎週	〇年〇月			
2-1	マネージャーと担当営業の2名専任体制の確立			〇年〇月			
2-2	〇〇を切り口に新規開拓した顧客に対する他の新商品の営業活動	新規顧客の売上	毎月	〇年〇月			
3	次期バージョンの新〇〇商品の開発	新製品の売上	1年	〇年〇月			
3-1	〇〇××装置の開発	製造原価	1年	〇年〇月			
3-2	〇〇××装置を利用した〇×商品の新規開拓営業体制の確立	〇×商品の売上	毎週	〇年〇月			
	1、2、1-1、1-2、1-2-1 のように実施項目を関連づけて番号を記入				取り組みを評価する頻度又は時期を記入（毎週、毎月、1年等）		
	「実施項目」に記載した取り組みをどのような基準で評価するか記入 定量化できるものは定量化した基準（売上高、製造原価等）を設定するが、定量化できないものは定性的な基準（〇〇委員会の評価等）でも可						

共同申請する場合、参加企業ごとに作成

直近3年間の決算書から転記（創業3年未満の場合、できる範囲で記入）

(別表3)

## 経営計画及び資金計画

参加中小企業者名 株式会社〇〇製作所

(単位 千円)

	2年前 (21年3月期)	1年前 (22年3月期)	直近期末 (23年3月期)	1年後 (24年3月期)	2年後 (25年3月期)	3年後 (26年3月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)
① 売上高	244,421	257,000	241,204	250,000	270,000	300,000		
② 売上原価	1,903,21	192,420	183,760	191,500	200,000	220,300		
③ 売上総利益 (①-②)	540,99	64,580	57,444	58,500	70,000	79,700		
④ 販売費及び 一般管理費	515,14	51,873	50,437	52,000	62,700	71,200		
⑤ 営業利益	25,85	12,707	7,007	6,500	7,300	8,500		
⑥ 営業外費用	150	120	100	250	300	200		
⑦ 経常利益 (⑤-⑥)	24,35	12,587	C 6,907	6,250	7,000	F 8,300		
⑧ 人件費	55,060	53,350	50,487	53,000	60,000	70,000		
⑨ 設備投資額				16,000	2,500	4,000		
⑩ 運転資金				5,000	2,000	1,000		
⑪ 減価償却費	6,090	5,849	4,888	8,500	5,000	5,300		
⑫ 付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	63,735	71,907	A 62,382	68,000	72,300	D 83,800		
⑬ 従業員数	123	115	115	118	123	123		
⑭ 一人当たり の付加価値額 (⑫÷⑬)	518	625	B 542	576	587	E 681		
⑮ 政府系金融 機関借入 (内運転資金)				20,000	3,000	0		
民間系金融 機関借入 (内運転資金)				(4,500)	(1,500)	(0)	( )	( )
自己資金 (内運転資金)				0	0	3,000		
その他 (内運転資金)				(0)	(0)	(500)	( )	( )
⑯ 合計				1,000 (500)	1,500 (500)	2,000 (500)	( )	( )
				0 (0)	0 (0)	0 (0)	( )	( )
(⑨+⑩) 合計				21,000 (5,000)	4,500 (2,000)	5,000 (1,000)		
[税引き後利益予想]				[ 2,600 ]	[ 3,000 ]	[ 3,600 ]	[ ]	[ ]

(各種指標の算出式)

「経常利益」： 営業利益 - 営業外費用 (支払利息、新株発行費等)

「付加価値額」： 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

「一人当たりの付加価値額」： 付加価値額 ÷ 従業員数

「営業利益」： 売上総利益 (売上高 - 売上原価) - 販売費及び一般管理費

経常利益の算出に当たり、  
「営業外収益」は含まない

(付加価値額等の算出方式：以下のいずれかに○をつける)

- 人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。 (はい) いいえ・該当なし)
- 減価償却費にリース費用を算入しましたか。 (はい) いいえ・該当なし)
- 従業員数について就業時間による調整を行いましたか。 (はい) いいえ・該当なし)

パート従業員等がいる場合は、常勤で換算 (例) 半日勤務/パート社員2名で、正社員1名に換算

共同申請する場合、参加企業ごとに作成  
1枚に書ききれない場合、複数の用紙で作成しても構いません。

(別表4)

## 設備投資計画（含む運転資金計画）

参加中小企業者名 株式会社〇〇製作所

(単位：円)

	機械装置等名称 (導入年度)	単 価	数 量	合 計 金 額	
1	〇〇機 平成〇年度	16,000,000	1	16,000,000	
2	××機 平成〇年度	1,500,000	1	1,500,000	
3	△△機 平成〇年度	1,000,000	1	1,000,000	
4	□□機 平成〇年度	4,000,000	1	4,000,000	
5	合計	経営革新計画に関連する低利融資制度等の利用を希望する設備や運転資金をもれなく記載してください。経営革新の実行のために、この表に記載のないものや、用途が同一でも記載金額以上の設備・運転資金について、低利融資等を希望する場合、金融機関から計画の変更を求められことがあります。			22,500,000
6	運転資金 平成〇年度			5,000,000	
7	〃 平成〇年度			2,000,000	
8	〃 平成〇年度			1,000,000	
9	合計	運転資金がある場合、年度ごとに記載 年度は、企業の事業年度で記載			8,000,000
10	総合計			30,500,000	

※上記には、経営革新計画に関する内容のみを記入すること。

組合等で申請する場合のみ作成

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるため、その構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位：円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠
〇〇商品研究開 発	24 年度	生産数量	〇〇〇, 〇〇〇千円 (〇〇円×〇〇台)	△△△, △△△円 (△△△円×△△社…) (△△△円×△△社…)
生産数量（金額）、従業員別、設備割、出資金等具体的に記入				
	年度			

## (別表6)

## 関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所に○を記入してください。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望の有・無
東京中小企業投資育成株式会社	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
群馬県信用保証協会 (中小企業信用保険法の特例)	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
群馬県(中部)行政事務所(中小企業パワーアップ資金) (県制度融資)	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
株式会社日本政策金融公庫 (低利融資)	
前橋支店	中小企業事業 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(前橋)支店	国民生活事業 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
株式会社商工組合中央金庫 前橋支店 (低利融資)	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

※具体的な機関名、支店名を記入する。

※なお、この様式は、それぞれの支援施策を保証するものではありません。

県制度融資の利用を希望する場合は、  
下記のうち希望する県行政事務所を記載（複数選択も可能）

- ・中部行政事務所  
(担当地域：前橋市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡)
- ・西部行政事務所  
(担当地域：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡)
- ・吾妻行政事務所  
(担当地域：吾妻郡)
- ・利根沼田行政事務所  
(担当地域：沼田市、利根郡)
- ・東部行政事務所  
(担当地域：太田市、桐生市、館林市、みどり市、邑楽郡)

## 申請企業の概要書

日本標準産業分類に掲げる  
「小分類」を記入

(別表7)

業種	一般機械器具製造業	資本金	10,000千円	従業員	115人
主製品 (またはサービス)	〇〇〇部品、△△△機器			設立年月日	昭和〇〇年〇月〇日
TEL	027-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX	027-△△△-△△△△		
E-mail	〇〇〇@△△.□□.XX				
連絡担当者	所属 〇〇課	氏名 〇〇〇〇			

## 中小企業支援機関の利用について

利用の有無	利用された場合の支援機関名	担当者 氏名
○ 有 ● 無	中小企業支援機関（群馬県産業支援機構、商工会連合会、商工会議所等）のアドバイス等の支援を受けて当該申請書を作成した場合、「有」に○を付け、支援機関名及び担当者名を記入	

## 暴力団等に該当しない旨の誓約

申請に当たっては、内容を確認の上、□にレを記入してください。

自己又は自社の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。

※群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。なお、この様式に記載された個人情報は、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

## 具体的な事業内容（任意様式）

- ・別表1の「経営革新の目標」及び「経営革新の概要及び既存事業との関係」に記載した内容を具体的かつ詳細に記載してください
- ・以下の事項等をわかりやすく記載の上、図面やカタログ等あれば添付してください

※記載にあたっての切り口（例示）

### ① 経営革新事業の目的及びその必要性

- ・これまで行ってきた事業でどのような経営課題が発生しているのか
- ・従来の方法ではどの様な問題があり、どの様に改善していく必要があるのか
- ・上記の他に経営革新事業を行うに至った経緯等あれば記載

### ② 事業の内容及び規模

- ・経営革新事業について、現在までの取組や今後行う事業の内容・規模等を段階を追って記載

### ③ 新規性・独自性

- ・同業の中小企業者において既に相当程度普及している技術又は役務と比べて、経営革新事業のどこに新規性、独自性があるのか

### ④ 市場性

- ・新たな製品や役務がどのような市場をターゲットとしているのか
- ・競合しる他社の製品や役務と比べて、どのような優位性があるのか
- ・どの程度の効果が期待できるか、できるだけ具体的に数字を用いて記載  
(ex. 売上高向上、新規顧客獲得の見込み、利益率向上、コスト削減、品質向上、既存事業との相乗効果等)

### ⑤ 特許等の取得状況

- ・特許等知的財産権を取得済みもしくは取得予定の場合は記載

### ⑥ 経営革新事業の発展形

- ・経営革新事業を発展させて将来目指している目標があれば記載

## 別表3の計画の積算根拠（任意様式）

売上高の金額は、別表3の「売上高」の数字と必ず一致させること。

- ・売上高の推移について、下記表の従来事業と経営革新事業について、内訳がわかる表を作成する
- ・表中の数字の積算根拠を説明する

(単位：千円)

	直近期末	1年後	2年後	3年後
売 上 高	241,204	250,000	270,000	300,000
従来事業	241,204	225,000	200,000	190,000
経営革新事業	0	25,000	70,000	110,000

- ・1年後、新商品〇〇〇の販売を開始し、従来事業で取引のあった自動車関連メーカーを中心に、〇〇個、25,000千円の売り上げを見込んでいる。
- ・2年後、新商品〇〇〇の営業体制を強化し、従来顧客に加えて〇〇、□□等の業種の会社を新規顧客として取り込む計画である。その結果、〇〇〇個、70,000千円の売り上げを見込んでいる。
- ・3年後、〇〇〇を改良した新商品□□□の販売を開始する予定している。これにより、従来競合他社商品の顧客であった×××業のメーカーを新規顧客として獲得できる見通しであり、〇〇〇〇個、110,000千円の売り上げを見込んでいる。

経営革新事業については、売上高の内訳を下記表のように詳しく説明する。

## &lt; 経営革新事業の売上高内訳 &gt;

(単位：円)

		1年後			2年後			3年後		
商品名		数量 (個)	単価	金額	数量 (個)	単価	金額	数量 (個)	単価	金額
〇〇〇	タイプA	500	300	150,000	...	..	...	2,000	300	600,000
	タイプB	500	200	100,000	...	..	..	1,500	200	300,000
	...	..	..							
	小計	..								
□□□	...									
△△△										
売上高		25,000,000			70,000,000			110,000,000		

商品毎の数量、単価、金額等に分けて、わかりやすく記載する。

## 経営革新計画チェックリスト

以下の項目は、審査の上で重要なポイントになります。経営革新計画の申請をしていただく前に、貴社の計画の確認をしてみましょう。ご不明な点があれば、県商政課にお問い合わせください。

※確認記号(適○、不適×)

チェックポイント	確 認
経営革新の類型にあてはまりますか。 ①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動	
計画内容が、県内の同業他社において既に普及している技術・方式の導入にあたりませんか。	
計画内容が、既存事業の拡大に留まらず、新たな事業展開となっていますか。	
計画期間(3~5年)内での計画遂行が可能ですか。	
事業の実施に必要な人材が確保できますか。	
事業の実施に必要な設備・施設が確保できますか。	
事業の実施に必要な資金の確保ができますか。	
事業の実施に必要な独自技術・ノウハウを有していますか。 (代理店、フランチャイズ展開ではありませんか。)	
新たな事業に市場性がありますか。また、販売先等の確保ができますか。	
経営指標の設定が適切ですか。(以下のいずれにも適合することが必要です。グループによる申請については、グループ全体としての経営指標あるいは参加個々の経営指標のいずれかを用いることができます。) <付加価値額又は一人当たりの付加価値額> 平均で年間3%以上の向上 <経常利益> 平均で年間1%以上の向上	

以下の場合は該当する場合のみ確認してください。

※確認記号(適○、不適×)

商品(製品)の機能・効果に科学的な裏付け(データ)が必要な場合、その準備がありますか。	
事業実施に際し、クリアすべき関係法令がある場合、その関係法令上の手続きを進めていますか。	
法令の許認可・資格を要する事業の場合、許認可を受けていますか、または許認可の取得見込みがありますか。	